

法 制 執 務 講 座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

職務遂行に当たって必要な法制執務の基礎知識を習得する。

- 自治体職員に必須の「法の解釈」、「法の運用」を基礎から学びます。
- 講義を通して法の取り扱いを学び、演習での実践により知識を定着させます。
- 要綱や要領の作成手法など、実務能力の向上を図ります。

期日	1日目	令和7年5月29日(木) 10時00分～16時30分 ※オリエンテーション: 9時45分開始		
	2日目	令和7年5月30日(金) 9時30分～16時30分		
会場	Z o o mを使用したオンライン研修			講師 (株) ぎょうせい 松尾 弘子 氏
対象	一般職員 法制執務の担当になった、法制執務の基礎知識を習得したい といった方			計画 人員 75人

研修の概要

基礎自治体である市町村には、地域特性や住民ニーズに対応した施策の実施が求められており、その実現のためには、法令の解釈や運用する能力が必要不可欠です。当講座では、法制執務の基礎的講座として、条例を制定、改廃するための用語の使用法や条例の構成などの基礎知識を学びます。

☆当研修はZ o o mを使用したオンライン研修です。

タイムスケジュール

9:30		9:45		10:00		12:00		13:00		16:30		
1日目		開講 オリエン テーション		法制執務総論 法令とは、法令の種類、法令文の基礎								
				休憩								
2日目		法制執務総論・一部改正 法令の形式及び構成、一部改正の基本								閉 講		
				休憩								

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 条例や規則等について、法令の構成や法令文の表現等、基本的な部分を丁寧に説明していただき、学びを深めることができた。
- ・ レジュメの内容が詳しく、パワーポイントを使用した例示がとてもわかりやすかったです。
- ・ 自分がどこまで理解して、何を理解できないのかを各区切りの演習で確認できたのがよかった。

■茨城県自治研修所 研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階

TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031

E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

HP <http://www.ibaraki-jichiken.jp>

■交通アクセス

・水戸駅南口から徒歩約10分

・車でお越しの際は、水戸赤十字病院そばの研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)をご利用ください。(徒歩約10分)

合同庁舎正面の駐車場は駐車できません。



駐車場地図